

2026年10月 1日

お客さま各位

大阪シティ信用金庫

手形・小切手の廃止に向けた当金庫の取り組み

平素より大阪シティ信用金庫をご利用いただきまことにありがとうございます。

2021年6月に政府が公表した「2026年度末までの約束手形・小切手の利用廃止」の方針に沿い当金庫では、以下の対応を実施しますので、お知らせいたします。

なお、2027年3月31日で、電子手形交換所での手形交換業務が終了の予定です。

2027年4月1日以降、手形・小切手類の取立の受付ができませんのでご注意ください。

記

1. 手形帳・小切手帳の発行終了

実 施 内 容	受付終了済
・手形帳・小切手帳の発行受付を終了します。	受付を終了しております。

2. 手形・小切手の最終振出期限

実 施 内 容	最終振出期限
・手形および小切手の最終振出期限を設定しております。	2026年11月30日 (令和8年)

※期限以降に振出された手形・小切手は当座勘定からお支払いができません。

3. 手形・小切手の取立受付終了

実 施 内 容	受付終了日
・2027年(令和9年)4月1日以降を支払期日とする、手形・小切手類の取立の受付を終了します。	受付を終了しております。

4. 新規に当座預金を開設されたお客さまへの小切手帳・手形帳の発行終了

実 施 内 容	受付終了日
・2026年(令和8年)1月5日以降に当座預金を開設されたお客さまへの手形帳・小切手帳の発行を終了します。	発行を終了しております。

5. 保証小切手の発行の受付終了

実 施 内 容	受付終了済
・保証小切手の発行の受付を終了します。	受付を終了しております。

6. 手形・小切手の電子化対応スケジュール

	区分		2026年度（令和8年度）												2027年度（令和9年度）					
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
手形小切手を振出されるお客様	発行	—	発行可能（2026年9月30日まで）						発行停止（2026年10月1日から）											
	振出	—	振出可能（2026年11月30日まで）								振出できません（2026年12月1日から）									
手形小切手をお受け取りになるお客様	入金	当店	2027年3月31日まで入金可能（※）												入金停止					
		僚店	2027年3月30日まで入金可能（※）																	
		他行	2027年3月30日まで入金可能（※）																	
	取立	当店	2027年3月31日までの期日の手形・小切手が取立可能 振出日2026年11月30日までに限る 取立受付日 2027年3月24日まで（5営業日前）												取立停止					
		僚店																		
		他行																		

手形・小切手交換廃止

（※）ただし、振出日が2026年11月30日まで、手形期日が2027年3月31日までのものに限りです。

7. 代替手段・サービスのご案内

（1）手形・小切手に代わる決済手段として、下記サービスをぜひご利用ください。

- ・「シティ信金ビジネスダイレクト」（インターネットバンキング）
- ・「シティ信金でんさいサービス」

（お手続きは当金庫のホームページをご覧ください。）

（2）当座預金からの払戻しは、払戻請求書で窓口対応しております。

また、当座預金キャッシュカードによるATMからのお引き出しも可能です。

（最高引出限度額200万円）

その他、ご不明な点がございましたら、当金庫お取引店にお問い合わせください。

以 上